

答 申 書
(答申第269号)
平成30年6月14日

特定個人情報保護評価書に関する第三者点検について (答申)

北海道情報公開・個人情報保護審査会条例（平成 17 年北海道条例第 7 号）第 2 条第 1 項第 3 号の規定により、平成 30 年 4 月 19 日付け教高第 149 号で諮問のありましたこのことについて、審議の結果、次のとおり意見を付し、諮問の内容は適当なものであると認めます。

なお、個人情報の紛失又は流出という重大事故に留意し、本件評価書に記載されたリスク対策を確実に実行することはもちろん、個人情報の運用ルールを再確認し、当該事務に従事する職員に対する指導・監督を徹底して下さい。

記

| | |
|----------------------|---|
| 評価実施機関 | 北海道教育委員会 |
| 事務担当課 | 教育庁学校教育局高校教育課 |
| 評価書名 | 高等学校等就学支援金の支給に関する事務（公立学校）重点項目評価書 |
| 保有することとなる特定個人情報ファイル名 | 就学支援金特定個人情報照会ファイル |
| 点検結果（総評） | <p>北海道特定個人情報保護評価実施要綱第 9 の 2 の「審議の観点」に基づき個別に内容を審査したところ、事務担当課では、特定個人情報ファイルの取扱いに伴う特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、リスクを軽減させるための措置を講じているものと認められる。</p> <p>また、道民等の信頼の確保のため、特定個人情報ファイルの取扱いにおいて個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを自ら宣言し、どのような措置を講じているかを具体的に記載しており、特段の問題は認められないものと考えられる。</p> |
| 意見 | <p>1. 「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」「6. 特定個人情報の保管・消去」「保管場所」について (1) <北海道における措置>の部分に、ID、パスワード認証に加えて、IC カードによる二要素認証を行っていることを記載した方がよい。 (2) 外部媒体（USB 等）の保管方法を記載した方がよい。</p> <p>2. 「Ⅲ リスク対策」「7. 特定個人情報の保管・消去」「特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置」について、紙媒体のマイナンバーの保管・消去に係るリスクとそれに対する対策を記載した方がよい。</p> <p>3. 「Ⅲ リスク対策」「9. 従業者に対する教育・啓発」「具体的な方法」について、<北海道における措置>の部分に道立高校職員、市町村立高校職員も含まれることが分かる文言を記載した方がよい。</p> |